

平成29年第6回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成29年4月21日 午前10時00分	
	場 所	庁議室	
開 会 日 時		平成29年4月21日 午前10時00分	
閉 会 日 時		平成29年4月21日 午前10時48分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		平 良 木 宣 行	
		森 脇 直 美	
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之	
	委 員	平 良 木 宣 行	
会議出席者	教 育 長	酒 井 裕 之	
	事務局職員	管理課長	高 橋 敏 晴
		指導室長	山 田 敏 一
		生涯学習課長	高 橋 俊 彦
		体育振興課長	高 橋 政 一
		管理課長補佐	渡 部 貴 志
		給食センター所長	中 尾 利 都 子
		情報館館長	福 地 玲 子
その他の者			

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第3号	教育長の報告すべき事項について 【報告済】
	報告第4号	教育長の報告すべき事項について 【報告済】
6	(議 案)	
	議案第24号	厚岸町奨学審議会委員の委嘱について 【原案可決】
	議案第25号	厚岸町学校評議員の委嘱について 【原案可決】
	議案第26号	厚岸町教育事務評価委員の委嘱について 【原案可決】
	議案第27号	厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について 【原案可決】
	議案第28号	厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について 【原案可決】
	議案第29号	厚岸町社会教育委員の委嘱について 【原案可決】
	議案第30号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について 【原案可決】
	議案第31号	第2次厚岸町立学校適正配置計画の策定について 【原案可決】
	議案第32号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を 改正する訓令を定めることについて 【原案可決】
	議案第33号	奨学生の選定について 【諮問】
7		閉会

平成29年第6回厚岸町教育委員会

平成29年4月21日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、平成29年第6回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、4月21日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日4月21日の1日間といたします。また、本日の付議事件のうち、「報告第4号」と「議案第33号」については、奨学金に関する議案のため、会議規則第15条の規定に基づき、非公開とし、公開事件が終了した後に審議をしたいと思います。

 その他の議案については公開として議事を進めたいと思いますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

(はい。の声)

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。平成29年3月23日に開会した第5回教育委員会の会

議録の承認についてであります。会議録署名委員の田辺委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これを持ちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、平良木委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第3号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、報告第3号「教育長の報告すべき事項について」その内容を報告させていただきます。議案書1ページをご覧くださいと思います。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法において配置が義務づけられているため、委嘱したものであります。議案書2ページの別紙をご覧くださいと思います。平成29年度の厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱内容であります。

1 氏名等でございます。まず、学校医の委嘱でございます。厚岸小学校、真龍小学校、高知小学校、厚岸中学校、高知中学校の5校につきましては、町立厚岸病院の佐々木院長、江本副院長、竹山副院長、安藤内科主任医師の4名を委嘱しております。町立病院では医師の異動があり、5名の医師のうち2名の内科医師が退職し、新たに1名の内科医師を任用したものであります。医師全員を学校医として委嘱しております。太田小学校、真龍中学校、太田中学校の3校につきましては、田中醫院の田中先生に引き続き委嘱したものであります。学校歯科医につきましては、全部の学校を中村小児歯科クリニックの中村院長に引き続き委嘱しております。学校薬

剤師につきましては、全部の学校を町立厚岸病院の薬剤師に委嘱しておりますが、本年度から薬剤師が2名体制となり、本川薬局長に加えて本川薬剤師に委嘱しております。2 任期については、平成29年4月1日から平成30年3月31日となり、期間は1年間となっております。以上、簡単な説明でございますが、厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の報告とさせていただきます。

- 教育長 内容は、「学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」でございます。
 これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、これで報告第3号を終わります。
- 教育長 日程第6、議案第24号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」を議題といたします。本件の提案理由と議案内容の説明をお願いいたします。
- 管理課長 ただいま上程いただきました、議案第24号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧くださいと思います。厚岸町奨学審議会委員については、7名の委員で構成されておりますが、第2号委員、教育関係者の人事異動があったため、厚岸町奨学資金貸与条例第4条第2項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。議案書の7ページをご覧ください。関係条例の抜粋と委員名簿であります。委員名簿のうち、2号委員の木村氏と一本嶋氏の町外転出により2名の欠員が生じることになりました

た。

再び6ページをご覧ください。委嘱する者の氏名であります。お一人目は亀山喜明氏であります。この4月に翔洋高校に赴任されました校長先生であります。お二人目は、武田昌彦氏であります。この4月に真龍小学校に赴任されました校長先生であります。なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日で、前任者の残任期間の1年間となっております。以上、簡単な説明でございますが、議案第24号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町奨学審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第25号「厚岸町学校評議員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただいま上程いただきました、議案第25号「厚岸町学校評議員の委嘱について」その提案理由と内容について

てご説明申し上げます。厚岸小学校、真龍小学校、厚岸中学校、真龍中学校、4校の学校評議委員について、各学校長から推薦がありましたので、厚岸町立学校管理規則第4条の3第3項の規定により委嘱したく本議案を提出するものであります。また、厚岸町学校評議員の運営に関する規程第4条の規定により、学校評議員の定数は1校につき5名以内となっております。議案書の8ページをご覧くださいと思います。厚岸町学校評議員の委嘱についてでございます。性別、生年月日、住所、役職等は記載のとおりとなっておりますので省略をさせていただきます。まず、厚岸小学校学校評議員でございます。宮川真一さん、今 貞彦さん、勝木滋さん、布施友美さん、森田繁雄さんの5人で、勝木さんが新任で、あとの方は再任でございます。次に、真龍小学校学校評議員でございます。川村茂幸さん、奥泉則夫さん、小島郁子さん、小池文一郎さん、三浦広恵さんの5名で、小島さんと三浦さん以外が新任となっております。議案書の9ページをご覧ください。厚岸中学校学校評議員でございます。柿崎史裕さん、藤田稔さん、太田茂さん、川口宏二さん、大澤茂人さんの5人で、柿崎さんが新任となっております。真龍中学校学校評議員でございます。近藤由起さんで、再任となっております。厚岸町学校評議員の運営に関する規程では、その任期は3年を限度として再任されることができるとしてあります。他の評議員4名については、3年となったため現在、人選中であり、残念ながら今回の委員会にお示しできませんでした。あらためて次回以降に議案として上程させていただきたいと存じますので、ご理解願います。なお、任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間となっております。以上、簡単な説明でございますが、議案第25号「厚岸町学校評議員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきます

ようよろしく願いいたします。

●教育長 内容は、厚岸町学校評議員の委嘱についてです。これから質疑を行います。

●濱委員 評議員の任期が3年と決まっているんですけど、今の厚岸町の状況を考えると、児童生徒数が減ってきて実際のところ、今回の真龍中学校が1名しか出てきていないという現状を考えると、この3年の任期が妥当かどうかという検討に入らないと、人選に苦勞するというのが現実で、その辺を検討した方が良いのでは無いかと思うんですけど。

●管理課長 おっしゃるように毎年、人選には学校も苦慮しているという状況です。学校が4校ありますので地域で限定して選ぶとなると、なかなか大変ということも伺っております。その辺については、規定の中で3年ということですけども、ある程度協議は必要かと考えております。関係法令等で縛りが無ければ、再考の余地はあると考えております。

●教育長 よろしいですか。

●濱委員 はい。わかりました。

●教育長 他に質問ございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第26号「厚岸町教育事務評価委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第26号「厚岸町教育事務評価委員の委嘱について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書の10ページをご覧いただきたいと思います。厚岸町教育委員会の事務の点検評価を実施するに当たり、学識経験者の知見を活用する方法として、厚岸町教育事務評価会議設置要綱第3条第2項の規定により、厚岸町教育事務評価委員を委嘱しようとするものであります。委員の氏名等でございます。性別、生年月日等は記載のとおりですので省略させていただきます。

一人目が、山田 和弘 氏

二人目が、竹本 和彦 氏

三人目が、玉井 康之 氏

任期は、平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間となっております。

今回、委嘱しようとするお三方とも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受け、同法第27条第1項に規定された報告書を作成し、町議会に提出し公表を始めた、平成21年度から委員をお願いしているものでありますが、今回も引き続いて委嘱を申し上げたく上程するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第26号「厚岸町教育事務評価委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろ

しくお願いいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町教育事務評価委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。ございますか。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 次に、議案第27号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただいま上程いただきました、議案第27号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」提案理由とその内容についてご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧いただきたいと思います。厚岸町立教育研究所運営委員会委員については、10名の委員で構成されておりますが、第2号委員の教頭代表であります。教頭会での事務分掌替えがあったため、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第9条第1項の規定により、新たな委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。委員の氏名等でございますが、性別、生年月日、住所等は記載のとおりですので省略させていただきます。

一人目は、斉藤直彦氏、真龍小学校教頭であります。二人目は、鈴木穰氏、高知小中学校教頭であります。任期については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までで、前任者の残任期間であります。12ページをお開き願います。参考として、厚岸町立教育研究所

設置条例施行規則の関係条文の抜粋と、平成29年3月31日現在の委員名簿を掲載しておりますので参照願います。以上、簡単な説明でございますが、議案第27号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第28号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただいま上程いただきました、議案第28号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧くださいと思います。

厚岸町環境教育推進委員会については、平成8年度に設置し、厚岸町の環境教育の推進を図ってきております。この度、平成29年3月31日をもって、委員の任期が満了となったことから、厚岸町環境教育推進委員会設置要綱第3条第1項の規定により委員を委嘱しようとする

ものであります。氏名等でございます。氏名及び所属団体等については、記載のとおりですので省略させていただきます。委員区分は5つに分かれております。

学校等教育関係者につきましては、11名の委員のうち2名が新たな委嘱でございます。識見を有する者につきましては、9名の委員全員が再任となっております。

14ページをご覧ください。厚岸町役場職員につきましては、3名の委員全員が再任でございます。教育委員会職員につきましては、3名の委員のうち2名が新たな委嘱でございます。地元産業関係者につきましては、3名の委員のうち1名が新たな委嘱となっております。委員全体では29名を委嘱しようとするものであります。

任期については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第28号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。
次に、議案第29号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」と議案第30号「厚岸町公民館運営審議会委員の

委嘱について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課長 ただいま上程いただきました、「議案第29号厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び「議案第30号厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。議案書15ページをお開き願います。

学校教育区分で委嘱しておりました、木村 司氏が人事異動に伴い、同委員に欠員が生じたため、厚岸町社会教育委員及び厚岸町公民館運営審議会委員を、関係法令の規定により、新たに委嘱いたしたく、本案を提出するものでございます。氏名等についてですが、学校教育区分で、亀山喜明氏でありまして、厚岸翔洋高等学校の校長先生であります。なお、性別等は記載の通りでありますので省略させていただきます。委嘱年月日につきましては、平成29年4月1日、満了年月日につきましては、平成30年3月31日まででございます。以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町社会教育委員と厚岸町公民館運営審議会の委嘱についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第31号「第2次厚岸町立学校適正配置計画の策定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただいま上程いただきました、議案第31号「第2次厚岸町立学校適正配置計画の策定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書19ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第3項の規定により、第2次厚岸町立学校適正配置計画を、別紙のとおり策定したく提出するものです。別冊の議案第31号説明資料「第2次厚岸町立学校適正配置計画」をご覧ください。厚岸町立学校適正配置計画については、平成19年に策定し、その後一部を変更しましたが、9年を経過しており、閉校・統合が進み、学校を取り巻く状況も変化していることから、第2次「厚岸町立学校適正配置計画」を策定するものです。第2次「厚岸町立学校適正配置計画」であります、「計画本編」と「資料編」からなっております。

「計画本編」です。表紙の裏側の目次をご覧ください。1、の「はじめに」として策定の経過、2、の「児童生徒数の現状と今後の推移」、3、として「計画の基本的な考え方」、4、として「適正配置計画の具体的内容」そして、5、として「おわりに」となっております。

次に、「資料編」をご覧ください。表紙に記載がありますとおり、厚岸町の人口及び児童生徒数の推移、今後の児童生徒数や学級数等の見込の数値をそれぞれ掲載しております。この、適正配置計画の作成に当たっては、平成28年度をもって閉校となった床潭小学校、高知小中学校や太田小学校・太田中学校の各地区で懇談会を開いて、保護者や地域の方々意見聴取をしております。

また、厚岸町PTA連合会の意見も伺っておりますし、教育委員会のHPでも計画案を掲載し意見聴取をしてお

ります。また、総合教育会議でも協議をいただいておりますので委員の皆さまも内容についてはご承知のことと思います。また、この計画の実施期間については、平成29年度から平成33年度までの5年間としており、この計画を基本として適正配置を協議し、さらには取り進めていくこととなります。この計画については、議決をいただいたあとは、HPに掲載するなどし、周知してまいります。以上、簡単な説明でございますが、議案第31号「第2次厚岸町立学校適正配置計画の策定について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、第2次厚岸町立学校適正配置計画の策定についてです。これから質疑を行います。

●田辺委員 この配置計画は、事前にホームページや各地区での説明をされてますけど、特異な意見や反対する意見が出ていたか聞きたいのですが。

●管理課長 残念ながら掲載時間を長く掲載したんですけど、町民その他の方からのご意見はございませんでした。ただ、地域でまわった時に若干意見がございまして、その中では、例えば、厚岸中学校、厚岸小学校、真龍中学校、真龍小学校については、今後も残していくべきではという意見がございました。あと極端な話、真龍と本町1校ずつで良いのではというお話もありました。ただ、大多数の意見ではございませんでした。この基本の4校は、残すべきという意見は、2つの地区でございました。その他この計画に反対すると言うお話はありませんでした。この計画に載っている中で注目すべきところは、高知小中学校かと思います。高知小中学校については、この配置計画にあります様に、中学校が1学級になることから

これについては、協議を続けなければならないと考えておりますし、現に中学校には、先生が3人しか配置されていない状況でありますので、この結果をもって来月になりますが、学校と保護者に現状と色々な弊害がありますという事を委員会としてお話をさせていただいて、計画にも書いてありますとおり、地域の了解無くして統合はしませんという大前提がありますので、現状を説明してあくまでも、こういう弊害、問題がありますという事をお示しして、後は、地域、保護者に判断していただくと言う流れになろうかと思えます。

●教育長 よろしいですか。

●濱委員 はい。わかりました。

●教育長 他に質問ございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第32号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第32号、「厚岸

町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。議案書の20ページをお開き願います。厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動によりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。内容については、議案第32号説明資料「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令新旧対照表」にてご説明いたします。

まず、教育委員会事務局ですが、これは管理課・生涯学習課・体育振興課の職員になりますが、主査・主任・主事が8名から7名に減員となっております。これは、昨年まで再任用職員を定数内職員として含めておりましたが、今回から再任用職員を含めないものとして規定するため、学校に勤務している再任用職員の分が減となったものであります。また、社会教育主事補が社会教育主事となったことによる職名の変更で、事務局計では17名から16名に改める内容となっておりますが、職員数の増減はありません。次に、教育機関の職員ですが、(3)の情報館は、司書発令の職員が主幹発令となったため、司書が1名減となったもので、情報館の計では、4名から3名に改める内容となっております。なお、1名の減については、再任用職員を充てております。(5)の学校の区分で公務補が2名から1名に改めるものですが、事務局職員と同様にこれは再任用職員を定数内職員として含めないことにより減員となったもので、計で3名から2名に改めるものです。教育委員会全体では34名から31名の定数に改めるものとなっております。議案書21ページにお戻り願います。附則でございます。この訓令は、平成29年4月21日から施行し、改正後の厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の規定

は平成29年4月1日から適用するとするものであります。以上簡単ですが、議案第32号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部改正についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 これより非公開事件の報告第4号、議案第33号を議題とします。暫時休憩いたします。休憩後の報告第4号、議案第33号につきましては、管理課長に出席を願います。そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

[休憩 午前10時32分]

[再開 午前10時37分]

- 教育長 会議を再開いたします。報告第4号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

[非公開事件の為省略]

- 教育長 次に議案第33号「奨学生の選定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

[非公開事件の為省略]

- 教育長 その他、総体的に何かございますか。
無いようですので、以上で、本日の会議日程は全て終了しました。これをもちまして、第6回教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。